

研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めることとしています。

## ⑥ 特定の産業廃棄物対策

### ア 家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、野積みや素掘り等の不適切な管理が見られたことから、これらを改善するとともに、有機質資源としての有効利用を図っていくことが求められています。そこで平成11年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定に伴い、県では鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画書を定め、家畜排せつ物の適正な管理・保管と利用を促進するための取組を推進しています。

### イ 焼酎粕

本県における焼酎粕の処理対策については、通常の污水处理施設では対応が難しいこと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラントによる処理、農地還元、畜産飼料化などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し依頼しています。

なお、平成20酒造年度（20年7月～21年6月）では、376千トンの発生量に対して、250千トン（66.5%）が陸上プラント等、56千トン（14.9%）が農地還元、46千トン（12.2%）が飼料、24千トン（6.4%）が海洋投入の方法で処理されていますが、海洋投入分は平成19年4月から原則禁止されており、海洋投入する場合は、環境大臣の許可が必要となっています。

### ウ 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、マニフェストシステムの実施などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

### エ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止、回収・保管の行政指導がなされましたが、その後30年間の長期にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありました。

その後、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務づけられました。

平成16年4月に、国の管理のもとPCB廃棄物の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社」が設立され、平成16年から全国5ヶ所でその処理が開始されたところです。

本県のPCB廃棄物は、523事業所（平成20年3月末現在）で保管しており、高圧トランスは38事業所、高圧コンデンサは347事業所となっています。

本県では、平成20年3月に策定した「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内のPCB廃棄物の収集運搬など具体的処理方法等を決定し、関係機関と連携してPCB廃棄物の適正処理を推進することとしており、本県を含む西日本17県分と併せて、北九州市に整備された日本環境安全事業株式会社北九州事業所で平成20年度から25年度までに処理されることになっています。

#### ⑦ その他の対策

##### ア 再（生）利用，再資源化技術の開発

産業廃棄物は、発生形態が複雑で種類も多種多様であることから再（生）利用，再資源化技術は、未開発，未確定な部分があります。

そこで、より一層産業廃棄物を資源として有効利用し、環境に対する負荷を軽減するためには、事業活動の各分野において再（生）利用技術の開発に努めるよう指導するとともに、再（生）利用に関する情報の収集・提供に努め、また、これらの技術開発を積極的に推進します。

##### イ 広域処理対策

近年、産業廃棄物は県域を越えて移動し、広域的に処理されるものが増加する傾向にあります。その量，処理について，把握，監視が行えるよう，隣接県等と協力し適正処理について指導を行います。

### (3) 公共関与による管理型最終処分場の整備

平成19年5月，薩摩川内市川永野地区の採石場を候補地として選定し，同年8月から約1年かけて実施した立地可能性等調査の結果を踏まえ，安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設が可能であると判断し，平成20年9月同地区を整備地として決定しました。

また，関係自治会の住民の方々に対して，候補地選定の経緯や立地可能性等調査の結果などについて，自治会ごとの説明会の開催や戸別訪問を行うとともに，さらに，薩摩川内市民の方々に対しては，産業廃棄物セミナーの開催や県外先進地視察の実施，リーフレットや県政かわら版の配布などにより，管理型処分場の安全性や立地可能性等調査の結果等について普及啓発に努めています。

## 4 廃棄物・リサイクル対策の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し，環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが求められています。

このような中，県においては，平成18年3月に策定した「県廃棄物処理計画」に基づき，循環型社会の形成を図るため，県民，排出事業者，処理業者，市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって，廃棄物の減量化，リサイクル，適正処理等を推進するとともに，リサイクル関連施設の整備を促進するほか，県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

### (1) 一般廃棄物

#### ① 容器包装リサイクルの取組み

容器包装のリサイクルについては，平成9年4月に施行された容器包装リサイクル法

に基づき、平成13年度以降、県内のすべての市町村が同法に規定する10品目（瓶類、缶類、プラスチック類など）のうち、いずれかの品目の分別収集に取り組んでいます。

なお、同法は施行後10年が経過したことから、国において見直しが行われ、平成18年6月に改正されました。

今後は、容器包装の一層の排出抑制や質の高い分別収集が求められています。

## ② ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会、スーパーストア代表、百貨店代表、(社)日本フランチャイズチェーン協会、行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催したほか、買物袋の持参など身近なことからごみの減量化等に取り組むことを呼びかける「マイバッグキャンペーン」（10月1日～31日）を実施するなど県民の方々の意識啓発に努めました。

## ③ 家電リサイクルの促進

平成13年から施行された家電リサイクル法に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ（プラズマ、液晶を含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の円滑なリサイクルを促進するため、パンフレット等による制度の普及啓発に努めるとともに、離島地域における廃家電4品目の運搬費用の負担軽減を図る「離島対策事業協力」制度の積極的な活用を促進しました。

## ④ 自動車リサイクルの促進

平成17年に本格施行された自動車リサイクル法に基づき、廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導を実施したほか、パンフレット等による制度の普及啓発や離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図る「離島対策支援事業」の円滑な運用の促進に努めました。

## ⑤ リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画等に基づき、平成20年度は次の市町村等においてリサイクル関連施設の整備に努めました。

- ・ ストックヤード 沖永良部衛生管理組合（H19～H20）

**表 1-91 平成20年度分別収集実績** (単位：トン)

| 区 分     | 収集実績量    | 平成20年度<br>再商品化量 | (参考)<br>平成19年度<br>再商品化量 |
|---------|----------|-----------------|-------------------------|
| 無色のガラス  | 2,857.57 | 2,697.02        | 2,817.46                |
| 茶色のガラス  | 5,067.13 | 4,899.91        | 5,062.23                |
| その他のガラス | 965.21   | 955.06          | 997.77                  |
| ペットボトル  | 3,384.18 | 3,060.18        | 3,360.77                |
| 紙製容器    | 1,547.40 | ※ 1,550.53      | 1,632.89                |
| プラ製容器   | 7,797.41 | 7,194.14        | 8,699.08                |
| 白色トレイ   | 124.17   | 105.69          | 90.09                   |
| 鋼製容器    | 3,587.35 | 3,497.29        | 4,106.37                |
| アルミ製容器  | 1,763.30 | 1,702.79        | 1,833.17                |
| 飲料用紙製容器 | 234.81   | 227.87          | 225.35                  |
| ダンボール   | 7,627.87 | ※ 7,644.51      | 7,448.82                |

※ 平成19年度に収集し保管していたものが、平成20年度に再商品化されたため、再商品化量が収集実績量を上回っている。

## (2) 産業廃棄物

### ① 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他の処理に関する計画の作成を指導しました。

### ② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、県民を対象とした産業廃棄物セミナーや県外視察を実施し、また、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師として参加することにより、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて県民の理解を深めました。

### ③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し、廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組みなどへの支援等を行いました。

### ④ 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

## 鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

### 1 目的

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

### 2 納税義務者

県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

### 3 課税客体

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

### 4 課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

### 5 税率

焼却施設への搬入 800円/トン

最終処分場への搬入 1,000円/トン

### 6 税収の使途

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

## 5 鹿児島県廃棄物処理計画

近年、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、様々な問題が指摘されています。

これらの問題を解決するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが必要です。

このため、国においては「循環型社会形成推進基本法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」など、循環型社会の形成に向けて様々な法律を整備してきました。

「廃棄物処理法」も、平成12年6月に改正され、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を策定するこ

ととされました。

また、都道府県は、これまでの「産業廃棄物処理計画」に替わり、国の基本方針に即して、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「廃棄物処理計画」を策定することとされました。

本県においては、これまで「鹿児島県産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）のほか、「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」（平成9年12月策定）、「鹿児島県ごみ処理広域化計画」（平成11年3月策定）、「鹿児島県分別収集促進計画」（平成12年2月策定、平成17年7月改定）などを策定し、廃棄物対策を進めてきましたが、これらの計画等との整合性を図りつつ、改正された廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、平成18年3月に廃棄物処理計画を策定しました。

#### －廃棄物処理計画の概要－

##### （計画期間）

平成18年度～平成22年度

##### （基本的な考え方）

###### ○一般廃棄物

- ◆排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆適正処理及び施設整備の推進
- ◆普及啓発及び一般廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

###### ○産業廃棄物

- ◆排出事業者処理責任の原則の徹底
- ◆産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆産業廃棄物処理施設の整備促進
- ◆産業廃棄物の適正処理の推進
- ◆普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進